

令和3年度事業計画書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

令和3年度の経済動向は、「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和3年1月18日閣議決定）によると、経済見通しは「総合経済対策を円滑かつ着実に実施することにより、令和3年度の実質GDP成長率は4.0%程度、名目GDP成長率4.4%程度と見込まれ、年度中に経済水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれる。ただし、引き続き、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響に注視する必要がある」とされている。経済財政運営では「新しい社会を目差し、“デジタル社会、2050年カーボンニュートラルのグリーン社会”実現に向け、“人”・イノベーションへの投資を強化する。また、農林水産業の振興にも取り組む」とされている。

新型コロナウイルスの収束が、全世界の社会、経済活動の改善、拡大の要因になるため、ワクチンの接種率の増加、集団免疫の確保が重要になると思われる。

当協会の関しては、昨年12月に乳等省令の器具・容器規格が告示370号に統合されたが、ポジティブリストのリスク評価の完了までは乳等省令の容器・器具規格が適用される。また、「改正食品衛生法」により、HACCP、合成樹脂性容器製造の営業届出制度が本年6月に完全施行される。

当協会の存立基盤である酪農・乳業界においては、TPP11、日欧EPAの発効、日米貿易協定など、中長期的に乳製品の国際化が進んでいる。国内では毎年台風などの自然災害が頻繁に発生して生乳生産、物流への影響が出ている。また都府県の酪農生産基盤の縮小が続いているが、各関連団体において酪農生産基盤強化事業などが進められ、北海道の生乳増産が継続して生乳生産は増加傾向である。

一方、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大により、外食需要の急減少で乳製品在庫が増加、学乳が休止したが、家庭内消費拡大で乳製品の販売が増加した。また、コロナ禍でインバウンド需要は消滅したが、政府の農産物輸出促進政策もあり、乳製品の海外輸出を伸ばした。ニューノーマル及びグリーン社会での消費の喚起が重要な課題であり、乳業各社は消費動向の変化に対応した価値ある商品の開発を更に促進するものと思われる。

他方、「改正食品衛生法」の各種政省令が公布され、その状況の中、当協会がここ数年継続的に行政・関連団体と情報収集や意見交換を積極的に進めて、「乳1群添加剤規制の削除の規制」を一般社団法人日本乳業協会と連携して取り組んで協会の存在意義を広める活動を進めてきた。「乳等省令と告示370号」の本質的な統合に向け、さらにスピード感を増して、行政・関連団体との関係強化を進めていく。令和元年からの3ヶ年ロードマップに明記された目標の確実な達成のため、各種取り組み、活動の充実、強化を行い、変化に対応出来る協会作りを着実に進めていく。

1. 主な活動

(1) 協会内の取り組み

(ア) 技術統括委員会

定款上の専門委員会として、当協会の様々な技術課題を統括しその方向性を理事会に上申する。「乳1群添加剤規制削除の改正」の施行のため、行政及び一般社団法人日本乳業協会と意見交換を実施する。また、業界団体の意見を取り纏めて、ポジティブリスト制度の“乳製品用途の合成樹脂リスク評価”を推進のため、具申していくものとする。「乳等の容器包装に関する自主基準」に関し、改正食品衛生法の政省令に適合した改定と適切な運用に向けて、会員間の情報共有を積極的に行う。

(イ) 乳容器部会

「乳等省令と告示370号統合」及び「乳1群添加剤規制削除の改正」に関して、協会員へ情報提供を進める。各WGにおいては、「乳等の容器包装に関する自主基準」の改定に関して、各担当領域の安全衛生等に関する意思決定に積極的に関与する。

(ウ) 乳機器部会

乳機器の安全・衛生に関する情報収集を行うと共に、必要な企画・立案を行う。異物防止対策シートの更新を図る。また若手社員研修会を事務局と協力して実施する。

(エ) 事業企画小委員会

令和元年度以降の3ヶ年ロードマップに基づき施策をニューノーマルに対応して実施する。改正食品衛生法の政省令、乳1群添加剤規制削除の改正に基づく「協会自主基準改定」の動向を確認しながら、協会の存在価値向上の施策を理事会に答申する。

(2) 官庁・関連団体などとの取り組み

(ア) 行政「厚生労働省」との取り組み

「乳1群添加剤規制削除の改正」への意見交換及び具申を行う。乳容器及び乳機器に関連した当協会の安全衛生に関する事項につき、情報共有、意見交換の場を確保する。

(イ) 関連諸団体との協力

一般社団法人日本乳業協会、一般社団法人全国発酵乳乳酸菌飲料協会との連携を維持・強化する。食品接触材料安全センターなどの関係団体と情報交換に努める。全国飲用牛乳公正取引協議会と協力し、飲用牛乳等の表示に関する情報の入手に努める。

(3) 広報・啓発事業の取り組み

(ア) 社会の変化に対応した活動

コロナ禍による社会活動の変化への対応及び賛助会員の協会活動への理解と関心を高めるため、新たな活動方策を進める。

(イ) 会員セミナー及び若手社員研修会の実施

本年度は会員の満足度を高めるため、ニューノーマル社会やグリーン社会に対応した会員セミナー及び若手社員研修会を立案していくものとする。会員間の情報交換に有効な懇話会も同時開催を検討していく。また、必要な情報提供を企画、実施に努める。

(4) 財務基盤及び協会体制の取り組み

(ア) 「財務基盤の確立」

財務基盤は内部留保が103%に達し、今後は事業活動の充実を図る。

(イ) 「協会体制の強化」

協会の基盤安定化を図る為に、正・賛助会員誘致活動を会員各所の協力の基に会員誘致活動を積極的に進める。

以上